

令和5年度

財政援助団体等監査報告書

和光市監査委員



監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年3月22日

和光市監査委員 山田 史明

和光市監査委員 内山 恵子



# 令和5年度 財政援助団体等監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 2 監査の期間

令和5年12月7日から令和6年3月5日まで（委員監査日：令和6年2月13日）

### 3 監査の範囲

令和4年度和光市職員互助会に対する補助金・負担金に関する①対象団体における出納その他の事務及び②所管課における令和4年度の当該補助金に関する事務の執行について

### 4 監査選定基準及び監査対象団体

令和5年度監査計画に基づき、市が補助金を交付している団体の中から次のとおり抽出した。

#### (1) 補助金交付団体

和光市職員互助会

#### (2) 所管課

総務部 職員課

### 5 監査の着眼点

#### (1) 補助金交付団体

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金および負担金（以下「補助金等」という。）の交付申請書、実績報告等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。

エ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

カ 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。

キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

ケ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。

コ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

#### (2) 所管課

ア 補助金等の決定は、法令等に適合しているか。

イ 補助金等の交付要綱等は、適正に整備されているか。

ウ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。

エ 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

オ 補助金等に関する条件の内容は明確か。

カ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

キ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。また、補助金当交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても、同様の確認がなされているか。

ク 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど、十分に確認が行われているか。

- ケ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- コ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- サ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- シ 補助金等により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。
- ス 補助金等の受領団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容や理由は妥当か。

## 6 監査の方法

監査対象団体及び監査対象所管課より必要な資料を求め、当該事務が適正に執行されているかを主眼とし、関係書類の調査や現地調査を行うとともに関係職員から説明を聴取して実施した。

## 第2 監査の結果

### 1 和光市職員互助会の概要

#### (1) 目的

和光市職員相互の共済及び福利の増進を図ることを目的とする。  
(和光市職員互助会規約第1条。以下「規約」という。)

#### (2) 事業

共済給付及び福利厚生事業（規約第5条）

#### (3) 組織

和光市職員をもって組織する（規約第4条）。

役員（規約第34条）

理事長（1人）、副理事長（2人）、常務理事（1人）、理事（6人）、  
会計（1人）、監事（2人）

評議員会（規約第30条）

評議員（20人）

事務局（和光市組織規則第4条）

職員課

2 収支状況及び事業実績

【令和4年度和光市職員互助会決算】

(収入の部)

単位：円

	予算額	決算額	比較増減	備考
1 会費	7,020,000	6,991,400	△ 28,600	正規職員の会費
2 市助成金	2,373,000	2,377,000	4,000	
(うち、補助金)	1,677,000	1,677,000	0	
(うち、負担金)	700,000	700,000	0	
3 繰越金	970,000	970,159	159	昨年度からの繰越金
4 雑収入	2,059,000	1,834,839	△ 224,161	民間チケット売上金等
収入合計	12,422,000	12,173,398	△ 248,602	市補助率：19.5%

(支出の部)

単位：円

	予算額	決算額	不用額	備考
1 総務費	24,000	13,464	10,536	手数料等
2 事業費	5,693,000	4,822,638	870,362	文化・体育事業等
3 繰出金	6,600,000	6,600,000	0	共済給付特別会計へ繰出
4 予備費	105,000	0	105,000	
支出合計	12,422,000	11,436,102	985,898	

歳入総額	12,173,398
歳出総額	11,436,102
差引額	737,296
翌年度繰越金	737,296

【補助金精算状況】

単位：円

1 補助金交付決定額	2,377,000	補助金1,677,000円、負担金700,000円
2 補助金概算交付額	2,377,000	
3 補助対象経費実績額	4,822,638	内訳は下の表のとおり
4 補助金交付確定額	2,377,000	
5 補助金精算額(戻入)	0	概算交付額 — 交付確定額

【補助対象事業実績】

単位：人、%、円

事業	対象者	参加者	参加率	支出額	事業内容
文化事業	746	18	2.4	27,000*	サンアゼリア友の会年会費のうち、千円を補助
体育事業				707,634	
うち、ソフトバレー大会	746	—	—	—	中止
うち、ボウリング大会	746	186	24.9	707,634	
サークル活動援助事業	449	127	28.3	318,000	部及び趣味の会等に対し、1人あたり2千円を補助(1人2部まで)
民間施設利用促進事業	746	300	40.2	3,748,480*	東京ドームシティ法人会員得10チケットの補助
ボランティア事業	746	50	6.7	11,524	市内清掃活動
研修事業	746	5	0.7	10,000	通信教育講座受講補助(1人あたり2千円)
合計				4,822,638	

※サンアゼリア友の会年会費の自己負担額9,000円を含む

※得10チケット購入者の自己負担額1,806,000円を含む

### 3 監査委員の意見

市が補助金を交付する和光市職員互助会の事務執行等については、現地調査、補助監査及び監査委員による監査を行った結果、おおむね適切に管理されているものと認められたが一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、以下のとおり意見・要望を述べる。

#### (1) 和光市職員互助会に係る一般会計予算及び共済給付特別会計予算の区分について

和光市職員互助会規約第43条第2項の規定により、互助会の予算は一般会計予算と共済給付特別会計予算に区分され、共済給付特別会計予算は、同規約第8条の規定に基づく結婚祝金、出産祝金、災害見舞金、退職せん別金及び弔慰金の5つの給付事業の財務状況を明確化する目的で特別会計を設けていると考えられる。この点から鑑みれば、和光市職員互助会決算書に記載されている特別慶弔及び永年勤続表彰記念品に係る経費を共済給付特別会計予算で支出することは、規約等に規定されておらず適切ではないと考える。

また、規約第43条第3項において、共済給付特別会計予算は会費をもってあてられていることから、共済給付特別会計予算の財源も一般会計予算からの繰入金といった、市民の誤解を招きかねない不明確なものでなく、会費そのものを財源とするような予算計上を検討されたい。

#### (2) 和光市職員互助会への補助金等について

和光市職員互助会への補助金については、市の一般会計予算、市水道事業会計予算及び市下水道事業会計予算から会員数に応じて補助金を交付しているが、会計年度任用職員等の福利厚生事業に係る負担金については、市水道事業会計予算及び市下水道事業会計予算からは負担金が支出されていない。和光市職員互助会に係る福利厚生事業に対する市及び市上下水道事業の補助金等に関する考え方並びに例規を精査し、一貫性のある財務処理及び公費負担のあり方を検討されたい。

#### (3) 和光市職員互助会に対する補助金交付要綱について

和光市職員互助会への補助金については、和光市職員互助会に対する補助金交付要綱に基づいて補助金交付事務を行っているところであるが、和光市補助金等の交付に関する規則の一部を改正する規則が令和6年度に施行されるなど、補助金交付にあたっては公益性や透明性をより明確にしておくことが求められている。和光市職員互助会に対する補助金交付要綱を見直す等により補助金交付申請にあたって提出させる資料等を再精査されたい。

最後に、和光市職員互助会においては、職員の福利厚生等に尽力していることを評価するとともに、今後も職員の福利厚生に叶い、もって公務能率の向上に資する事業展開を進めていただきたい。